

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状分析

本市の中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業による骨格道路網の整備や同時に行われた下水道などインフラ施設の整備により都市基盤が形成された。

平成4年度から10年度にかけて行われた豊橋駅総合開発事業では、東西自由連絡通路、東口駅前広場、ペDESTリアンデッキ等の整備が行われ、鉄道や路面電車、路線バスなど、豊橋駅を中心とした公共交通の乗り換え利便性が向上し、東三河地域の中心となる一定の都市基盤が整った。

しかし、中心商業地の商業核の役割を果たしていた駅前大通りの西武百貨店、広小路のダイエーといった撤退した大型商業施設の跡地や、JR貨物操車場跡地など大規模な低未利用地が発生し、用地を活用した新たな都市機能の整備が課題となった。

このような課題に対し、東口駅南地区都市拠点開発事業として、鉄道再編を伴う土地区画整理事業により、豊橋鉄道渥美線新豊橋駅の移設、道路拡幅に伴う歩道の新設や電線共同溝、防災施設としての雨水貯留槽の設置などの基盤整備が急速に進展している。さらに関連事業として、既存のペDESTリアンデッキを延伸し、周辺施設と人工地盤上で接続することにより、来街者が快適に歩行できる新たな回遊ゾーンを形成することが可能となってきている。

一方、広小路通り、ときわ通り、花園地区といった既存の商業集積地区では施設の老朽化などによる都市機能や魅力の低下が続いている。こうした問題を抱える商店街や居住者の一部では、再開発事業等も視野に入れた施設更新の気運も高まりつつあり、関係権利者間の調整が行われている。

###### (2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、豊橋東口駅南土地区画整理事業及び関連事業を着実に進め、都市機能の利便性の向上と、災害に強く、安全・快適に移動できる魅力的な市街地を形成し、中心市街地の都市基盤を強化する必要がある。

また、老朽施設が集積する既成市街地においては、地域の将来像を見据え、来街者や居住者にとって魅力のある中心市街地の環境形成を図るために、市街地再開発事業等による市街地環境の整備改善を促進する必要がある。

###### (3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋東口駅南 土地区画整理事業</p> <p>【内容】 施行面積：2.9ha 区画道路整備 ：338m 特殊道路整備 ：129m 広場用地整備 ：1,333㎡</p> <p>【実施時期】 H16～H22</p>	豊橋市	<p>豊橋駅直近に残された大規模な低未利用地について、鉄道再編を伴う土地区画整理事業を実施することにより土地の有効利用を図る。</p> <p>関連事業として東口駅前ペデストリアンデッキの延伸や豊橋駅南口自由連絡通路等とともに、本事業を着実に推進する事で、今後当地区に設置が予定される商業施設や文化交流施設を拠点とした回遊性向上が図られる。</p> <p>にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>まちづくり 交付金</p> <p>H17～H21</p>	
<p>【事業名】 豊橋東口駅南地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.59ha 敷地面積：4,603㎡ 用途：店舗・オフィス・駐車場 規模：3階建 5,693㎡ 駐車場棟： 自走式4層5段 6,890㎡（360台）</p> <p>【実施時期】 H19～H21</p>	日本貨物鉄道(株)	<p>東口駅南土地区画整理事業地内における土地の高度利用のために、再開発事業により商業等複合施設を整備する。駅前商業ゾーンに相応しい新たな商業・サービス機能等を導入し、ココラフロントなど既存の商業施設と一体的な東口駅南地区の商業拠点とする。</p> <p>また、ペデストリアンデッキとの接続により、来街者の回遊性を高めることで商業の活性化が増進されるとともに、隣接する芸術文化交流施設との相乗効果も期待される。</p> <p>にぎわいの創出と商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>まちづくり 交付金(優良建築物等整備事業)</p> <p>H19～H21</p>	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路三丁目B-2 地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.16ha 敷地面積：967㎡ 用途：店舗 住宅（60戸） 規模：21階建</p> <p>【実施時期】 H20～H22</p>	<p>アイシン開発(株)</p>	<p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> 	<p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>H20～H22</p> <p>21世紀都市居住緊急促進事業</p> <p>H21～H22</p>	
<p>【事業名】 神明町・西新町6号線電線共同溝整備事業</p> <p>【内容】 神明町地先～新吉町地先 電線類地中化 L=320m 改築</p> <p>【実施時期】 H19～H21</p>	<p>豊橋市</p>	<p>電線類の地中化により、安全で快適な通行空間の整備を行う。</p> <p>都市景観の向上やバリアフリーの推進、都市災害防止、情報通信ネットワークの信頼性向上など、都市環境の改善につながり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>道路事業</p> <p>H21</p>	

<p>【事業名】          大国町2号線電線共同溝整備事業</p> <p>【内容】          大国町地先          電線類地中化          L=170m          改築</p> <p>【実施時期】          H20～H21</p>	豊橋市	<p>電線類の地中化により、安全で快適な通行空間の整備を行う。</p> <p>都市景観の向上やバリアフリーの推進、都市災害防止、情報通信ネットワークの信頼性向上など、都市環境の改善につながり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	道路事業  H21	
<p>【事業名】          前田中町2号線電線共同溝整備事業</p> <p>【内容】          前田中町地先          電線類地中化          L=120m          改築</p> <p>【実施時期】          H20～H21</p>	豊橋市	<p>電線類の地中化により、安全で快適な通行空間の整備を行う。</p> <p>都市景観の向上やバリアフリーの推進、都市災害防止、情報通信ネットワークの信頼性向上など、都市環境の改善につながり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	道路事業  H21	
<p>【事業名】          豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】          地区面積：0.07ha          敷地面積：300㎡          用途：店舗                    住宅（41戸）          規模：10階建</p> <p>【実施時期】          H24～H25</p>	豊橋広 小路三 丁目A-2 地区再 開発準 備組合	<p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)  H24～H25	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋駅前大通南地区 まちなみデザイン推進事業</p> <p>【内容】 豊橋駅前大通南地区において、今後のまちづくり及びまちなみ形成の推進方策について、地域が主体となって検討</p> <p>【実施時期】 H20～H22</p>	豊橋駅前大通南地区まちなみデザイン会議	<p>駅前大通り南側の東口駅南地区を含めた地域を対象として、今後地域の拠点となる既存の公共施設と大規模商業施設を中心とした今後のまちづくりについて、再開発等も視野に入れた検討を行う。</p> <p>地域住民や関係企業、商店街などが主体となってまちづくりを考えることにより、地域の意向を踏まえた市街地環境整備と、再開発の促進につながり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	まちなみデザイン推進事業補助金  H21～H22	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.18ha 敷地面積：1,130㎡ 低層部：商業・サービス 高層部：住宅(50戸) 規模：15階建</p> <p>【実施時期】 H22～H25</p>	豊橋広小路一丁目南地区再開発準備組合	<p>本地区は、中心商業地の中でも最も商業集積の高い東口駅前に位置するが、商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化を図り土地の高度利用を図るとともに、公共的空地の確保等、良好な市街地環境の整備を図っていく。</p> <p>また、低層部に商業施設を配置し、中高層部に良好な都市型住宅の供給を行うなど、にぎわいの創出と商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>優良建築物等整備事業を検討</p> <p>H22～H25</p> <p>21世紀都市居住緊急促進事業を検討</p> <p>H24～H25</p>

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地およびその周辺には、市役所をはじめ、多くの国、県、市の施設が立地しているとともに、小中学校などの教育施設、保育所などの社会福祉施設やコミュニティの拠点となる地区・校区市民館もおおむね整備されている。

医療施設については、平成8年に市民病院が移転したが、駅西地区に総合病院が1か所あり、地区全体としてはその他複数の病院が存在する。

また、豊橋市公会堂や豊橋公園内の美術博物館などの文化施設も立地しているとともに、平成20年7月には子どもを中心とした多世代交流施設「こども未来館」が開館し、商店街との連携や市民協働による交流事業を開始した。

#### (2) 都市福利施設を整備する事業の必要性

東三河地域の中心市街地として、地域の歴史・伝統文化の拠点であるとともに、新たな都市文化を創造・発信する交流拠点として機能する必要がある。

そこで、新たなまちなか文化の創造を促し、幅広い世代の交流を促進するための文化・交流拠点として、芸術文化交流施設の整備を進めていくとともに、こども未来館での多様な事業展開とあわせて、広域から人々が集まるにぎわいの交流空間を形成していく。

#### (3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。



多世代交流施設こども未来館

## 〔2〕 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 芸術文化交流施設整備事業</p> <p>【内容】 豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内における芸術文化交流施設の整備</p> <p>【用途】 ホール、展示スペース、創造活動室等</p> <p>【実施時期】 H20～H25</p>	豊橋市	<p>第4次総合計画のリーディングプロジェクト「まちなか文化の創造」に位置付けられた総合文化学習センター（仮称）の第一次整備事業として、「芸術文化交流施設」の整備を行う。</p> <p>当施設は、芸術文化を通じた新たなまちなか文化の創造と、交流の機会を創出する、東三河の文化交流拠点として位置付ける。</p> <p>広域からの集客力と交流活動の増進により、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（西小田原町地区））</p> <p>H20～H25</p>	

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 こども未来館交流事業</p> <p>【内容】 こども未来館における子育て・体験発見・集い事業のほかイベント事業を実施</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	豊橋市	<p>子どもを中心とした多世代交流施設として、平成20年7月に「こども未来館」が開館した。当施設の運営においては、市民と協働した魅力的な事業展開により、豊橋市内及び周辺地域から多くの集客が見込まれる。</p> <p>今後は、当施設の新たな集客力を中心市街地全体のにぎわいにつなぐため、周辺商店街の取り組みとの連携を強化し、地域活性化に波及効果の高い施設運営を行う。にぎわいの創出と商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金</p> <p>H20～</p>	

### (4) 国の支援がないその他の事業

該当なし



## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] まちなか居住の推進の必要性

#### (1) 現状分析

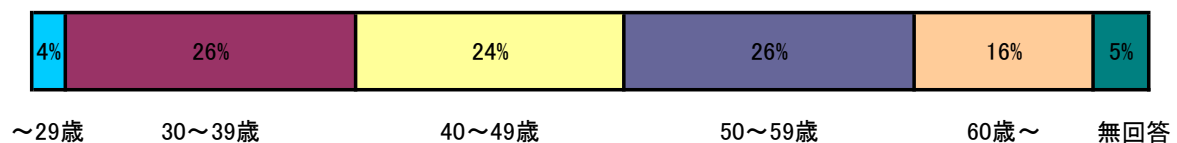
中心市街地では、モータリゼーションの進展や都市機能の郊外立地などとともに居住者の郊外流出も進んでいった。このため中心市街地の人口は減少し、高齢化が進んだ。

しかし、近年、優良建築物等整備事業や民間のマンション建設により中心市街地内に高層マンションが建設され始め、多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給が図られていることにより、新たな人口の流入がみられるようになっているが、依然として人口流出も続いており、人口増加には至っていない。

優良建築物等整備事業により建設されたマンション居住者の状況を見ると、20代から60代以上の様々な世代が入居し、特に30代から50代ではほぼ均等に入居している。また中心市街地内の住み替えでなく近郊から転入している人が多い。

【優良建築物等整備事業により建設されたマンション居住者（2棟）のアンケート調査結果】

#### ○ 世代別集計



#### ○ 居住地別集計



市民アンケート調査の結果を見ても、都心居住に対する高いニーズは今後も続くものと考えられる。

また、中心市街地は都市基盤や商業施設、福利施設などの既存ストックの集積により、生活利便性の高い地域であり、多様化する市民ニーズに応じ、歩いて暮らせる持続可能な環境整備が可能である。住宅供給をさらに推進することにより、活発なコミュニティが形成され、快適で潤いのある暮らしやすい中心市街地とすることができる。

#### (2) まちなか居住を推進する事業の必要性

これらの現状を踏まえ、多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給を図ることが重要であり、老朽化した建物の更新を図り、次世代に向けて良質な住宅を提供する必要がある。

また、歩いて暮らせる生活空間は、若者だけではなく高齢者にとっても安心して暮らせる環境でもあり、高齢者が安心して移動できる環境を整備するとともに、コミュニテ



ィの再生を図り、生きがいのある暮らしができる環境を形成する必要がある。

さらに、中心市街地内の居住人口を増加させることは、地域の歴史・伝統文化の伝承と、広域から集まる多様な人々との交流によって創出される都市文化を地域に定着させる役割とともに、消費人口を増やし商業基盤の強化に寄与することも期待される。まず足元の人口の増加を図ることが、商業活性化にとっても有効な方策であると考えられる。

現状では、中心市街地において大規模な住宅開発を一気に進めることは困難であるが、これまでもマンション開発が継続的に進んできており、さらに新たな優良建築物等整備事業による住宅建設が見込まれている。今後も老朽化した建物や低未利用地を中心に、実施可能な場所から住宅建設を着実に進めていく。

### (3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地の活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 豊橋広小路三丁目B-2 地区優良建築物等整備事業  <b>【内容】</b> 地区面積：0.16ha 敷地面積：967 m <sup>2</sup> 用途：店舗 住宅（60戸） 規模：21階建  <b>【実施時期】</b> H20～H22  （再掲）	アイシン開発(株)	本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。 本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。 低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。 中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）  H20～H22  21世紀都市居住緊急促進事業  H21～H22	

<p><b>【事業名】</b> 地域優良賃貸住宅整備及び供給促進事業</p> <p><b>【内容】</b> 民間の土地所有者が整備する賃貸住宅に整備費と家賃の一部を補助</p> <p><b>【実施時期】</b> H15～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>多様化する居住者ニーズに応えるためには、住宅の供給方式も多様である必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅により、様々な都心居住ニーズに対応した良好な住宅の安定供給を図るため整備費補助を行うとともに、家賃補助により都心居住を促すことは、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>H17～</p>	
<p><b>【事業名】</b> 豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物等整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 地区面積：0.07ha 敷地面積：300㎡ 用途：店舗 住宅（41戸） 規模：10階建</p> <p><b>【実施時期】</b> H24～H25  (再掲)</p>	<p>豊橋広小路三丁目A-2地区再開発準備組合</p>	<p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)</p> <p>H24～H25</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.18ha 敷地面積：1,130 m<sup>2</sup> 低層部：商業・サービス 高層部：住宅(50戸) 規模：15階建</p> <p>【実施時期】 H22～H25 (再掲)</p>	<p>豊橋広小路一丁目南地区再開発準備組合</p>	<p>本地区は、中心商業地の中でも最も商業集積の高い東口駅前に位置するが、商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化を図り土地の高度利用を図るとともに、公共的空地の確保等、良好な市街地環境の整備を図っていく。</p> <p>また、低層部に商業施設を配置し、中高層部に良好な都市型住宅の供給を行うなど、にぎわいの創出と商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>優良建築物等整備事業を検討</p> <p>H22～H25</p> <p>21世紀都市居住緊急促進事業を検討</p> <p>H24～H25</p>
<p>【事業名】 豊橋駅前大通三丁目賃貸住宅等整備事業</p> <p>【内容】 敷地面積：636 m<sup>2</sup> 用途：店舗、住宅(53戸) 規模：13階建</p> <p>【実施時期】 H24～H25</p>	<p>有限会社川西種苗店</p>	<p>本地域は商店や業務機能が集積する中心商業地であると同時に、周辺において民間再開発により都心居住が推進されている地域である。</p> <p>本事業は、老朽化した種苗店舗の建替えに伴い、魅力ある店舗を低層部に配置し、中高層部には民間賃貸住宅により、良好な住宅を供給することから、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### 〔1〕 商業の活性化の必要性

#### (1) 現状分析

商業の活性化は、中心市街地活性化の中核を担うものである。しかし、本市における中心市街地の小売業は、商店数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向が続いており、市域全体に占めるシェアも徐々に低下している。市内の大規模小売店舗(売場面積 1,000 m<sup>2</sup>超)の出店状況をみると、平成 3 年以降 30 店舗以上が新たに開店しているが、そのすべてが郊外への出店であり、商業施設の郊外へのシフトが続いている。

一方で、中心市街地ではダイエーや西武百貨店といった大規模商業施設が撤退し、集客の大きな核を失った。また、商店街では店主の高齢化と後継者不足の影響もあって空き店舗が多く見られるようになるなど、中心商業地全体にわたり商業集積の空洞化が進むとともに、来街者がまちなかを回遊する魅力に乏しくなっている。

なお、中心市街地内には、約 3,500 台の公共駐車場や民間駐車場が整備されているが、車での来街者の利便性を向上させる取組みとして平成 12 年から共通駐車券事業を開始し、年間約 151 万枚 (H20) が利用されている。

#### (2) 商業の活性化のための事業の必要性

商業による求心力が低下している中心商業地においては、新たな商業拠点や集客力の高い文化交流施設の整備等により、中心商業地に人々の往来が増えることとなる。商業の活性化のためには、そうした来街者を誘引するための事業戦略が必要であり、来街者を引きつける魅力的な商業拠点を整備するとともに、回遊動線にあたる地区の商業集積を高めるなど、これまで以上に商店街の魅力づくりが必要となる。

こうした中、西武百貨店跡地に完成したココラフロント(豊橋駅前大通一丁目地区優良建築物等整備事業)には、オフィスやホテルとともに新たな商業施設が入居した。また、隣接する東口駅南地区には JR 貨物商業複合施設(東口駅南地区優良建築物等整備事業)の整備が進められている。この 2 つの施設は上空通路で接続されるとともに、商業機能において一体的な事業運営が行われ、ペDESTリアンデッキなどの整備により回遊性の高まる当地区の拠点施設となるとともに、中心商業地の新たな魅力となることが期待される。

また、平成 20 年に開館したこども未来館の集客効果を商業活性化に波及させるため、豊橋駅や周辺駐車場から施設に至る経路となる商店街の魅力向上が必要となる。このためには、主要な導線となるときわ通りや、その起点となる広小路一丁目地区を拠点とした商業の魅力づくりを行うなど、効果的な戦略により来街者の誘引を図る。

さらに、まちなか居住の魅力を高める上でも商業機能の充実が重要である。中心市街地に居住する魅力の一つは交通の利便性にあるが、生活するには買物や飲食の利便性も重要な要素となる。特に、今後は高齢者世帯の増加が予想されるため、歩ける範囲で日常生活に必要なものを買うことができるようにしていく必要がある。

これらにあわせ、空き店舗の活用やイベント開催支援など、商店街の魅力向上にこれまで以上に取り組む必要があるとともに、都市計画による大規模集客施設の立地規制にあわせ、中心市街地への新規出店支援事業に取り組むこととし、商業集積密度をさらに高めることで相乗効果を高め、買物や飲食など、様々な場面で訪れたいまち、回遊して楽しいまちを目指していく。

### (3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。  
また、中心市街地の活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 花園地区商業活性化事業  <b>【内容】</b> 花園商店街の環境整備及び活性化事業  <b>【実施時期】</b> H22	花園商店街振興組合	本地区は中心市街地の東側に位置する買回り品中心の商業地区であるが、商業機能の地盤沈下、駐車場の整備、後継者問題など多くの課題を抱えている地区である。本事業は、商店街におけるアーケード撤去、ファサードの統一などにより、明るく開放的な商店街としてイメージアップを図るとともに、イベント開催や個性ある店を空き店舗に誘致して街に新しい魅力を加え、快適で楽しく買物ができるエリアとして再生させるものであり、街の集客力が高まり商店街の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定  H22	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(中小企業者向け支援)

①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組みにもたらす影響(当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等)

花園・魚町・札木地区は、生鮮品、衣料品等小売商業が主構成となっており、中心市街地における生活拠点としての機能を果たしてきたが、歩行者通行量は減少の状況にあり、商業機能は衰退してきている。本事業は、地区内に隣接するスーパーマーケットの建替えを行う生活基盤商業施設整備事業及び広小路三丁目地区での優良建築物等整備事業とあわせて実施することにより、事業の相乗効果が期待でき、にぎわいを回復させるとともに生活に密着した回遊拠点としての機能が高まることとなる。

本事業の効果は、花園地区のみならず、札木・魚町地区を含めた生活商業ゾーンの商業の活性化、にぎわいの回復が期待できるものであり、また地区外からの集客力の増加も見込まれ、中心市街地全体の回遊性の向上に寄与するものである。

■生活商業ゾーンにおける平日歩行者通行量の推移 (人)

区 分	平成 3 年	平成 7 年	平成 11 年	平成 15 年	平成 19 年
札木通り	853	987	478	701	320
花園通り	1,362	548	830	1,013	1,141
魚町通り	1,635	757	563	529	304
合 計	3,850	2,292	1,871	2,243	1,765

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているか、「個々の取組み」と「共同的な取組み」との連動内容

アーケードの撤去、花や緑のファサード整備など環境を意識した整備を行い、明るく開放的な商店街にすることにより、個店の魅力向上や商業者の意欲が高まるとともに新たな意欲のある商業者の参入が見込めにぎわいを創造できる。また商店街組織の結束が強化され販売促進や催事など共同して取り組む事業も活発になり活力ある商店街の再生をめざす。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

平成 20 年 4 月現在の空店舗数は 7 店舗であるが、本事業を行い中心市街地ににぎわいを取り戻すことにより、空店舗数の減少をめざす。

■花園・魚町・札木地区における商店街の商店数と空き店舗の推移

区 分	平成 15 年		平成 20 年	
	商店数	空き店舗	商店数	空き店舗
花園商店街	29	1	26	3
魚町商店街	30	3	20	0
札木商店街	49	2	46	4
計	108	6	92	7

④文教事業、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該地区は、本市が都心居住を進めている市街地再開発促進地区に隣接する、生活者の買物の場であり、また、こども未来館等の文化交流拠点からの買物客の回遊が見込まれる地区である。生活商業ゾーンとして商店街の魅力ある環境整備を行う本事業は、豊橋広小路三丁目 B-2 地区優良建築物等整備事業、豊橋広小路三丁目 A-2 地区優良建築物等整備事業、こども未来館交流事業と連動して実施されることにより、効果的に商業の活性化及びにぎわいの再生が図られるものである。

<p><b>【事業名】</b> 大規模小売店舗立地法の特例区域設定の要請</p> <p><b>【内容】</b> 大規模小売店舗立地法に基づく手続きの簡素化できる特例区域の設定を愛知県に要請する</p> <p><b>【実施時期】</b> H22～</p>	豊橋市	大規模小売店舗立地法上の必要な事務手続きの負担を軽減することは、集客力のある既存の大規模小売店舗の売場増床等によるリニューアルや新規立地を促進し、中心市街地の集客力のアップにつながることから、中心市街地の活性化に必要な措置である。	大規模小売店舗立地法の特例  H22～	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	--

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 花園地区商業活性化事業</p> <p><b>【内容】</b> 花園商店街の環境整備及び活性化事業</p> <p><b>【実施時期】</b> H22  (再掲)</p>	花園商店街振興組合	本地区は中心市街地の東側に位置する買回り品中心の商業地区であるが、商業機能の地盤沈下、駐車場の整備、後継者問題など多くの課題を抱えている地区である。本事業は、商店街におけるアーケード撤去、ファサードの統一などにより、明るく開放的な商店街としてイメージアップを図るとともに、イベント開催や個性ある店を空き店舗に誘致して街に新しい魅力を加え、快適で楽しく買物ができるエリアとして再生させるものであり、街の集客力が高まり商店街の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(中小企業者向け支援)  H22	
<p><b>【事業名】</b> 豊橋東口駅南地区優良建築物等整備事業</p> <p><b>【内容】</b> 地区面積：0.59ha 敷地面積：4,603㎡ 用途：店舗・オフィス・駐車場 規模：3階建 5,693㎡ 駐車場棟： 自走式4層5段 6,890㎡(360台)</p> <p><b>【実施時期】</b> H19～H21 (再掲)</p>	日本貨物鉄道(株)	豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内に優良建築物等整備事業として事業化する商業施設で、駅前に相応しい新たな商業・業務機能等を導入する。豊橋駅、新豊橋駅、ココラフロントとペデストリアンデッキで連結し、駅からの回遊性のある一体的な商業エリアを駅前に提供することにより、にぎわいの創出や商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化において必要な事業である。	まちづくり交付金  H19～H21	



<p>【事業名】 まちなかフェスティバルの開催</p> <p>【内容】 商店街のにぎわいづくりのため、集客イベントの開催</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	<p>まちなかフェスティバル実行委員会</p>	<p>商店街を大道芸等の路上パフォーマンスのステージとして開放し、商店街、ボランティア及び来街者が一体となったフェスティバル空間を演出することにより、訪れたい魅力のある商店街が形成され、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H12～</p>	
<p>【事業名】 商店街空き店舗対策事業</p> <p>【内容】 空き店舗を活用した不足業種の導入によるテナントミックスの実施</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	<p>(株)豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>空き店舗の情報提供とともに、出店意欲のある事業者を支援し、シャッターの閉まった空き店舗による商店街全体の魅力の低下を防ぎ、必要な業種・業態を空き店舗に誘導し、商店街全体としてバランスのとれた魅力ある商店街を再構築することにより、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H12～</p>	
<p>【事業名】 共通駐車券事業</p> <p>【内容】 車による来街者の利便性の向上を図るための共通券システムの運営</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	<p>(株)豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>車での来街者への利便性を高めるために、商店・大型店などが提供する駐車料金サービス券を共通化することにより、車による来街者が駐車料金を気にせずにお買い物を楽しむことができ、中心市街地での回遊性の向上が図られるなど、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H12～</p>	
<p>【事業名】 アートイベント sebone (せぼね) の開催</p> <p>【内容】 商店街のにぎわいづくりのため、集客イベントの開催</p> <p>【実施時期】 H16～</p>	<p>sebone (せぼね) 実行委員会</p>	<p>商店街と地域住民が中心市街地及び商店街の活性化をテーマに、アート(芸術)を中心としたイベントやシンポジウム等を協働で開催するとともに、イベント参加を通して、地域内における人材の育成や連携・協力などが図られ、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H16～</p>	

<p><b>【事業名】</b> まちなか交流館事業</p> <p><b>【内容】</b> 人・モノ・情報の交流を促進する拠点づくり</p> <p><b>【実施時期】</b> H18～</p>	<p>㈱豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>人・モノ・情報の交流を促進するため「ときわ逸品館」を設置し、地域の特産品等の販売、市民ギャラリー等の事業を展開して集客機能を有するなど、にぎわい創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>事業開始から4年目を迎え、更なる交流を促進するため㈱豊橋まちなか活性化センターにおいて商店街などと連携しながら館内展示物の内容、情報発信方法の改善等を検討していく。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H18～</p>	
<p><b>【事業名】</b> イルミネーションフェスティバルの開催</p> <p><b>【内容】</b> 商店街のイルミネーション装飾及び集客イベントの実施</p> <p><b>【実施時期】</b> H18～</p>	<p>イルミネーションフェスティバル実行委員会</p>	<p>駅前大通り、広小路通り、ときわ通り等中心市街地の商店街のストリートイルミネーション及び店舗壁面へのイルミネーションを行う。また、期間中に、まちなかの商店街を舞台としてイベントも開催し、にぎわいと楽しさを演出するなど、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>H18～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> まちなかにぎわい創出事業</p> <p><b>【内容】</b> にぎわいづくりのための特産市、集客イベントの開催</p> <p><b>【実施時期】</b> H22～</p>	<p>㈱豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>豊橋駅周辺の公共空間を活用し、特産市、商店街及び来街者が一体となったイベント空間を演出することにより、訪れたい魅力的な中心市街地を形成し、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>都市環境改善支援事業</p> <p>H22</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路一丁目南地区商業集客施設整備事業</p> <p>【内容】 新規商業集積施設におけるテナントミックスの実施</p> <p>【実施時期】 H24～H25</p>	<p>豊橋広小路一丁目南地区再開発準備組合の構成員である民間事業者等</p>	<p>本地区は中心市街地に位置する商業の中心地区であるが、商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区であり、豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業にあわせ、若い世代を対象とした衣料品・雑貨等の個店が多く立地し、交流施設や商店街のアクセスの中心である特色を踏まえて、当施設を拠点とした最適なMD（品揃え・商品戦略）計画により、低層階に若者を中心とした多世代をターゲットとしたテナントミックスにより商業の再配置及び新たな魅力ある商業空間を整備することにより、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 生活基盤商業施設整備事業</p> <p>【内容】 スーパーマーケットの建替え</p> <p>【実施時期】 H21～H22</p>	<p>㈱サンヨネ</p>	<p>生活商業ゾーンに位置する集客力のあるスーパーマーケットが老朽化などの課題を抱えている。 当該スーパーマーケットを建替え、快適で楽しく安心な魅力ある店舗を整備することにより、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか歴史資産ネットワーク事業</p> <p>【内容】 歴史的資産や神社仏閣を活用した周遊ルートや表示板の整備</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地に点在する歴史的資産や神社仏閣を活用した周遊ルートや施設案内表示板を整備するなどのネットワーク化を進めるとともに、観光ボランティアガイド「ほの国豊橋案内人」と連携し、誘致力・集客力の向上を図り、来訪者を増やすなど、にぎわい創出、商業の活性化を目標とする市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 とよはしまちなかス ロータウン映画祭の 開催</p> <p>【内容】 中心市街地で実施さ れる映画祭やまちな かイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H14～</p>	<p>とよは しまち なかス ロータ ウン映 画祭実 委會</p>	<p>市民で構成するスロータウン映画祭 実行委員会がまちなかでの貸しホール 等を活用し、様々な映画を上映すると ともに、観客をまちなかに引き込む関連イ ベントを開催するなど、にぎわいの創 出、商業の活性化を目標とする中心市街 地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 公共交通券（おかえ りキップ）事業</p> <p>【内容】 公共交通機関利用者 への利便性を図る 「市電おかえりキッ プ」の運営</p> <p>【実施時期】 H17～</p>	<p>㈱ 豊 橋 ま ち な か 活 性 化 セ ン タ ー</p>	<p>公共交通機関での来街者への利便性 を高めるために、駅前に乗り入れている 路面電車（市電）利用の買物客に帰りの 乗車券をサービスすることにより、にぎ わいの創出、商業の活性化を目標とする 中心市街地の活性化に必要な事業であ る。 また、更なる来街者の増加を促進する ため、他の公共交通機関（渥美線・路線 バス）へ事業の拡大を検討していく。</p>	<p>市補助事業  H17～</p>	
<p>【事業名】 新規商業者・後継者 育成事業</p> <p>【内容】 新規商業者の育成を 目的として、起業の 際の心構え、基本的 な知識を習得できる セミナーの開催</p> <p>【実施時期】 H18～</p>	<p>豊 橋 市</p>	<p>起業の際の心構え、経営ノウハウ等を 習得するセミナーを開催し、戦略的に 「人づくり」を推進する。これは、多様 化している消費者ニーズを幅広い視点 から捉え、斬新な思考を持った新規商 業者を育成し、次世代を担うリーダーの養 成に寄与するなど、商業の活性化を目標 とする中心市街地の活性化に必要な事 業である。</p>		
<p>【事業名】 新生豊橋まつりの開 催</p> <p>【内容】 東三河最大級の祭典 「豊橋まつり」の開 催</p> <p>【実施時期】 H18 ～</p>	<p>豊 橋 ま つ り 振 興 会</p>	<p>昭和 29 年より毎年 10 月の第 3 土日に 開催される東三河最大級のイベントで ある。市制施行 100 周年の平成 18 年度 より大きくリニューアルし、中心市街地 のメイン通り等を会場に本市が発祥の 地である幕末の民衆運動の「ええじゃ ないか」と「お面」等をテーマとした行 事を取り入れ、特徴的な内容とすること で、市内外からの来街者のさらなる増 加につながるなど、にぎわいの創出、 商業の活性化を目標とする中心市街地 の活性化に必要な事業である。</p>	<p>市補助事業  S29 ～</p>	

<p><b>【事業名】</b> 商学連携チャレンジショップ事業</p> <p><b>【内容】</b> 魅力ある商店街づくりのため、商店街と大学が連携して実施するチャレンジショップ事業</p> <p><b>【実施時期】</b> H19～</p>	<p>サマー カレッジ チャレンジ ショップ 実行 委員会 他</p>	<p>学術的な理論の実践や若者の斬新な考え方を反映させた魅力ある商店街づくりのため、商店街と市内にある3つの大学が連携して、空き店舗を活用してチャレンジショップ事業を実施する。これは、若者が中心商店街へ訪れる頻度や滞在時間の増加が期待できるなど、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> 	<p>市補助事業 H19～</p>	
<p><b>【事業名】</b> ベンチャー企業育成支援事業</p> <p><b>【内容】</b> 中小事業者の創業時支援事業</p> <p><b>【実施時期】</b> H19～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地などに事務所、営業所を構え創業を計画する新規起業家等中小事業者の支援として事務所等の賃料に対して補助金を交付することにより、創業に伴う負担軽減し創業の促進を図ることで、まちなかへの来街者、来訪者の増加が見込まれるなど、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> 都心文化イベントの開催</p> <p><b>【内容】</b> 中心市街地で実施される音楽等によるイベントの開催</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>まちなかの広場、公園及び空き店舗で、市民参加型の音楽祭やイベントを開催し、文化の向上を図るとともに、観客をまちなかに引き込み、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p><b>【事業名】</b> まちなか紹介マップ等の作成</p> <p><b>【内容】</b> まちなかのにぎわいスポットや商店街の店舗情報等を提供するまちなか紹介マップ、情報誌等の作成</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	<p>株式会社 豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>人・モノ・情報の交流を促進するためまちなか紹介マップを作成し、店舗のPRや割引券による情報発信を行い集客機能の向上を図ることは、にぎわい創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> まちなか回遊イベント事業</p> <p><b>【内容】</b> 商店街のにぎわいづくりのための集客イベントの開催</p> <p><b>【実施時期】</b> H22～</p>	<p>実行委員会（商店街等で構成）</p>	<p>おもてなしの精神での「ええじゃないかグルメラリー」や文化的健康増進精神による「吉田の宿ウォーキングフェスタ」を開催するとともに、まちなかの歴史資産等を紹介するマップを作成し、商店街、及び来街者が一体となったイベント空間を演出することにより、訪れたい魅力ある中心市街地を形成し、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> 歩行者天国の開催</p> <p><b>【内容】</b> 商店街のメインストリートにおいて歩行者天国の実施</p> <p><b>【実施時期】</b> H24～</p>	<p>豊橋市 豊橋広小路 発展会 共同組合</p>	<p>商店街のメインストリートである広小路通りを歩行者天国とし、様々なイベントや販促キャンペーンを実施することは、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>なお、平成24年度は、平成25年度からの本格実施に向けた社会実験を2ヶ月間実施するものである。</p>		
<p><b>【事業名】</b> まちなかマルシェの開催</p> <p><b>【内容】</b> 毎月1回定期的に駅前広場においてマルシェを開催</p> <p><b>【実施時期】</b> H24～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>豊橋駅南口駅前広場において、毎月1回、当地域の生鮮品や特産品、他地域の魅力ある商品を販売するマルシェを開催することは、市内外から来街者を呼び込み、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 豊橋駅南口駅前広場 利用促進事業</p> <p>【内容】 駅前広場の利用促進</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	豊橋市	<p>豊橋駅南口駅前広場の利用促進を図るために、ベンチやテーブル、簡易ステージなどを無償で貸し出すとともに、営利行為の規制を緩和するなど広場の利用にあたっての利便性を確保することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなかイルミネーション事業</p> <p>【内容】 冬季におけるまちなかの魅力を高めるイルミネーション事業の実施</p> <p>【実施時期】 H23～</p>	豊橋市 イルミネーションフェスティバル実行委員会等	<p>中心市街地でイルミネーション事業を展開する商店街や企業、団体等が協力・連携してイルミネーション装飾や共同イベント、情報発信を行うことは、まちなかの一体感を演出し、市内外から来街者を迎え込み、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 商店街マネージャー連携事業</p> <p>【内容】 商店街振興組合連合会が派遣する商店街マネージャーとの連携</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	豊橋市	<p>中心市街地におけるテナントのコーディネートや指導助言、商店街イベントの企画や運営などを行う商店街マネージャー（愛知県商店街振興組合連合会から派遣）を積極的に連携・活用することは、商店街の活性化を図り、にぎわいの創出や商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 とよはしアートフェスティバルの開催</p> <p>【内容】 劇場施設周辺地域や駅周辺エリアでの大道芸や演劇・舞踏などのパフォーマンスアートを使ったフェスティバルの実施</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	公益財団法人豊橋文化振興財団	<p>平成 25 年度にオープンする「穂の国とよはし芸術劇場 PLAT」や周辺公共用地等を会場とし、大道芸や、演劇、ダンス、音楽等の舞台芸術公演を開催することは、アートを身近に感じる機会を増やすとともに、まちなかに多くの参加者や来場者が集まり、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



<p><b>【事業名】</b> 公共駐車場料金の見直し</p> <p><b>【内容】</b> 中心市街地における公共駐車場料金を見直す社会実験等の実施</p> <p><b>【実施時期】</b> H24～</p>	豊橋市	<p>自家用車での来街者の増加と滞在時間の延長を目的とした公共駐車場料金の見直しを行うことは、自家用車による来街者の利便性が高まり、中心市街地での回遊性の向上が図れるなど、にぎわいの創出、商業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### (1) 現状分析

中心市街地は、鉄道や路面電車、路線バスといった公共交通のネットワーク拠点となっており、これまで公共交通の利便性を高めるための様々な基盤整備が進められてきた。特に、本市の特徴でもある路面電車においては、停留場の新設やバリアフリー化、全面低床車両（LRV）の導入、パーク&ライド駐車場の整備、路面電車利用者へのおかえりキップの提供などに取組み、利便性の向上を進めてきた。

また、豊橋駅の乗客数は増加傾向に転じてきており、さらに平成20年には渥美線新豊橋駅の移設により、新豊橋駅と豊橋駅との乗り継ぎの利便性も高まった。

しかし、市民の移動手段は依然として自動車の利用割合が高く、無料の大型駐車場を備えた郊外の大規模集客施設に比べて中心市街地の集客力は弱いのが現状である。

#### (2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性

こうした現状を踏まえ、公共交通の利用促進を図るためには、鉄道や路面電車、路線バスといった様々な公共交通の円滑な乗り継ぎが可能となるICカードの導入やバス停のグレードアップなど、利用環境の整備を促進する必要がある。

また、公共交通に関する情報提供や関心を高めるための取組みも必要であり、公共交通マップの作成・配布、路面電車については市民団体である「とよはし市電を愛する会」等と協働して魅力を発信するなど、公共交通の利用を促すための事業展開を行い、公共交通利用者を増やす必要がある。

#### (3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地の活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋東口駅南土地区画整理事業</p> <p>【内容】 施行面積：2.9ha 区画道路整備 ：338m 特殊道路整備 ：129m 広場用地整備 ：1,333㎡</p> <p>【実施時期】 H16～H22</p> <p>(再掲)</p>	豊橋市	<p>豊橋駅直近に残された大規模な低未利用地について、鉄道再編を伴う土地区画整理事業を実施することにより土地の有効利用を図り、高度な都市機能の導入や公共交通機関の乗り換えの利便性を向上させるために必要な事業である。</p> <p>また、歩車分離による円滑な車両交通の処理と歩行者の安全確保、災害時の避難場所、避難経路の確保など安心・安全なまちとすることにより、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>まちづくり交付金</p> <p>H17～H21</p>	

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車通行環境整備事業 「豊橋駅周辺地区」 一般県道豊橋停車場線他</p> <p>【内容】 自転車道の整備及び自転車走行部分の明示</p> <p>【実施時期】 H20～H24</p>	愛知県 豊橋市 豊橋警察署	<p>自転車歩行車道における自転車の走行位置の明示等により、歩行者と自転車が安全で快適に移動できる走行環境を整備することは、にぎわいの創出、まちなか居住を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (道路事業)</p> <p>H20～H22</p> <p>地域自主戦略交付金 (道路事業)</p> <p>H23～H24</p>	自転車通行環境整備モデル地区

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 とよはし「バスの日」イベントの開催</p> <p>【内容】 バスに対する理解と関心を高めるイベントの実施</p> <p>【実施時期】 H19～</p>	<p>とよはしバスの日イベント実行委員会</p>	<p>市役所や豊橋公園を中心にバスふれあい体験やバス写真展、シンポジウム、体験ツアー等の催しを行う。市民にとって身近な乗り物であるバスのPRイベントは、バスの利用促進を図るために重要であり、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進につながることから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業</p> <p>H20～</p>	
<p>【事業名】 バス停案内板整備事業</p> <p>【内容】 バス停留所に内照式案内板を設置</p> <p>【実施時期】 H20～H22</p>	<p>豊鉄バス(株)</p>	<p>路線バスの停留所に内照式案内板を設置し夜間の視認性と安心感を高めるとともに、案内板のスペースを利用してわかりやすい路線情報を提供するなど、利用しやすい環境を作ることにより路線バスの利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業</p> <p>H20～H22</p>	
<p>【事業名】 運賃等検索システム整備事業</p> <p>【内容】 インターネットによるバス運賃情報等の提供</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>豊鉄バス(株)</p>	<p>インターネットで路線バスの区間運賃、乗り継ぎ情報などが検索可能となるシステムを構築し、わかりやすく情報を提供することにより路線バスの利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業</p> <p>H20～</p>	
<p>【事業名】 公共交通マップの作成</p> <p>【内容】 公共交通の情報を提供するための公共交通マップの作成・配布</p> <p>【実施時期】 H20～H22</p>	<p>豊橋市</p>	<p>公共交通の路線や運賃などの情報がわかりやすい公共交通マップを作成・配布し、情報提供等を通じて公共交通の利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業</p> <p>H20～H22</p>	

<b>【事業名】</b> I Cカード導入事業  <b>【内容】</b> 渥美線、路面電車へのI Cカード導入  <b>【実施時期】</b> H22～	豊橋鉄道(株)	I Cカードを導入することにより様々な公共交通の円滑な乗り継ぎが可能となり、公共交通の利便性が向上し、利用促進が図られる。また、I Cカードには電子マネー機能を持たせることも可能であることから、中心市街地での買物や飲食における利便性の向上も期待でき、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	L R Tシステム整備費補助金  地域公共交通活性化・再生総合事業  H22	
--------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	--

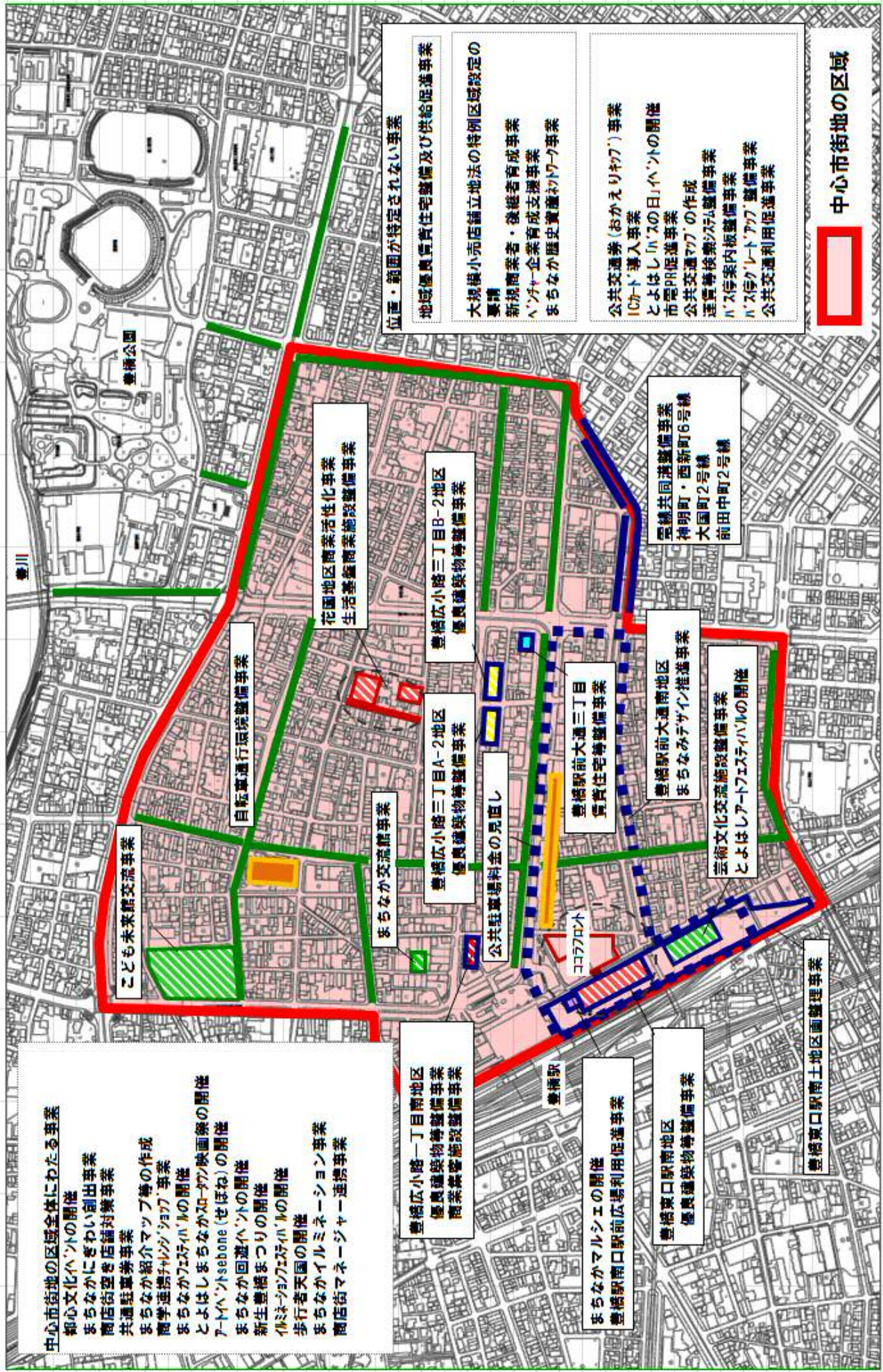
#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 市電P R促進事業  <b>【内容】</b> イベント電車の運行 機関紙の発行、シンポジウム等の開催  <b>【実施時期】</b> H2～	とよはし市電を愛する会	市電の愛称で市民に親しまれている路面電車をまちづくりに生かすため、毎年4月10日を「市電の日」と定めてイベント電車を運行し、また、機関紙「市電文化」の発行や絵画カレンダー「市電のある風景」の発刊、シンポジウム開催などを通じて、市電（路面電車）をP Rし、公共交通の利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。  		
<b>【事業名】</b> バス停グレードアップ整備事業  <b>【内容】</b> バス停留所に上屋・ベンチ等を設置  <b>【実施時期】</b> H21～H25	豊鉄バス(株) エムシーコー(株)	高齢社会やバリアフリーへの対応が求められているなか、電車や路面電車に比べ待つための環境が劣るバスの停留所に上屋やベンチを設け、路線バス利用の快適性を向上させて利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。  		

<p><b>【事業名】</b> 公共交通利用促進事業</p> <p><b>【内容】</b> 駅を発着とする公共交通の利用促進</p> <p><b>【実施時期】</b></p> <p>H23～</p>	<p>豊橋市 地域公共交通 活性化推進 協議会</p>	<p>路線バス、市内電車（路面電車）及び渥美線の利用を促進するため、公共交通に対する理解を深めるイベント等を実施することは、にぎわいの創出や商業の活性化を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--



◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



**位置・範囲が特定されない事業**

地域歴風質住宅整備及び供給促進事業

大規模小売店舗立地法の特例区域設定の申請

新規事業者・後継者育成事業

ベンチャー企業育成支援事業

まちなか歴史資産ネットワーク事業

公共交通券(おかえりチケット)事業

ICカード導入事業

とよはし「ハイスの日」イベントの開催

市電PR促進事業

公共交通マツアの作成

運賃等検票システム整備事業

バス停案内板整備事業

バス停「レイトアツア」整備事業

公共交通利用促進事業

**中心市街地の区域**

**中心市街地の区域全体にわたる事業**

都市文化イベントの開催

まちなかにぎわい創出事業

商店街空き店舗対策事業

共通駐車券事業

まちなか紹介マップ等の作成

商学連携チャレンジアツア事業

まちなかフェスタイベントの開催

とよはし「ハイスの日」映画祭の開催

アートイベントsebone(せぼね)の開催

まちなか回遊イベントの開催

新生豊橋まつりの開催

イベント・フェスタイベントの開催

歩行者天国の開催

まちなかイルミネーション事業

商店街マネージャー連携事業

豊橋小橋一丁目南地区  
優良建築物等整備事業  
商業集客施設整備事業

豊橋小橋三丁目A-2地区  
優良建築物等整備事業

豊橋小橋三丁目B-2地区  
優良建築物等整備事業

豊橋駅前大通南地区  
まちなかデザイン推進事業

豊橋東口駅南地区  
優良建築物等整備事業

豊橋東口駅南土地区画整理事業

まちなか交流館事業

豊橋小橋三丁目A-2地区  
優良建築物等整備事業

豊橋小橋三丁目B-2地区  
優良建築物等整備事業

豊橋駅前大通三丁目  
賃貸住宅等整備事業

豊橋駅前大通南地区  
まちなかデザイン推進事業

芸術文化交流施設整備事業  
とよはしアートフェスタイベントの開催

こども未来館交流事業

自転車通行環境整備事業

花園地区商業活性化事業  
生活差違商業施設整備事業

公共駐車場料金の見直し

豊橋駅前大通三丁目  
賃貸住宅等整備事業

豊橋小橋三丁目B-2地区  
優良建築物等整備事業

豊橋駅前大通南地区  
まちなかデザイン推進事業

芸術文化交流施設整備事業  
とよはしアートフェスタイベントの開催

豊橋東口駅南土地区画整理事業